一般社団法人 日本ピックルボール協会

都道府県支部設立助成事業

１．目的

本助成事業は、一般社団法人日本ピックルボール協会（以下、JPA）の支部団体設立を促進するため、各都道府県にて支部設立を推進する団体・組織に対して助成を行い、ピックルボール愛好者の活動促進を目的とします。

２．採用件数

　原則、各都道府県1件のみの採用となります。

３．助成額

　助成金額は、1団体につき5万円

４．申請資格

　過去に、ピックルボールも含め各種ラケット競技のイベント等を企画・運営した経験を有する個人個人で組織する都道府県管内の団体。

５．申請手続

　申請書に必要事項を入力・記載し、申請期限までにEメール添付にて以下のアドレスまで提出して下さい。　※Eメール以外の方法では受付できません。

１）申請期限 　　　**2026年1月 末日**

２）申請書の提出先（送付先E-mail） 　 info@japanpickleball.org

6．申請手続き上の注意

１）役員同士の同意を得てから申請してください。

２）全ての役員は、原則としてJPAの選手登録者、もしくはJPA団体登録済みの団体の加盟者であること。

３）支部長、副支部長、会計の3名以上の役員を有する団体であること。

４）支部長、副支部長、会計以外の役員については、必ずしも配置する必要はない。

5）支部長、副支部長、会計以外の役員を置く際は、団体への加盟者数に合わせた適切な人数を配置すること。

６）役員が多数いる場合、申請書の「役員に関わる事項」のページを適宜コピーして、資料を作成してください。また、役員数名（2～3名程度）に絞って資料を作成してもかまいません。

7．支部設立候補団体の認定・助成の決定および通知

１）選考は、書類到着後に随時実施し、総務部内選考委員会を経て理事会にて最終判断を行います。選考期間は概ね1か月程度を予定しています。

２）選考に際しては、役員の適任性、団体の運営・活動計画の適切性などを考慮するとともに、JPA支部団体として広く情報共有できる団体であるかを判断します。

３）選考の結果は理事会が速やかに文書もしくはメールにて申請者（支部長宛て）に通知します。

8．研究助成金交付の時期

　助成金は、決定通知後2週間以内に指定口座に振り込みます。

9. 認定・決定後の活動報告

1）必要に応じて、随時報告してください（報告用のGoogleフォームに入力してください）。ただし、HP等で活動記録を公開する場合は、随時報告の必要はありませんので、HP等にて公開している旨を予めJPAに連絡してください。

2）支部の活動については、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシートの内容をもとに認定・決定後の活動が適正に行われているかを判断します。

3）活動に際してトラブルが生じた際は、速やかにJPAに相談してください。

10．助成金の使途報告について

１）助成金の使途報告は、単年度を基本とした決算書として報告してください。

２）助成金の残額がある場合、翌年度に繰り越してください。この際、翌年度以降も助成金の使途について報告してください。

３）大会やイベント等の開催に本助成金を使用する場合は、当該大会・イベント等が支部設立助成事業の助成に基づくものであることを開催案内等に明記して下さい。（例、「本大会は、JPA支部設立助成事業の助成を受けています。」）

4）不適格および不正な会計処理が明らかとなった場合は、助成金の全額を返還すること。この際、返還義務を負う者は、支部長、副支部長、会計の3者とします。

11．助成金により購入した物品等の取り扱い

　助成金により購入した物品等は、原則として申請した団体が保有するものとします。

12．付　記

　本要項は、202６年1月末日までの都道府県支部設立助成事業への申請に対して適用します。

**個人情報の取扱いについて**

申請書類に記載された個人情報は、審査および結果の通知等に利用されます。

また、本事業に採用された団体は、当該団体の周知を図るためJPAのホームページ等で、団体名、支部長、副支部長、会計の氏名と団体の連絡先（e-mail）が公開されます。